

発航前検査チェックリスト

発航前検査は、船長の義務です。発航前の検査義務違反は行政処分の対象です。

エンジン始動前の点検

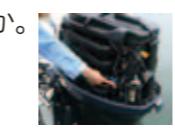
船体の点検

- ① 船体に亀裂や破口はないですか。
- ② エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないですか。 ➔



エンジンの点検

- ③ 航海計画に見合った燃料は十分にありますか。
- ④ Vベルトにひび割れや擦り切れはありませんか。
- ⑤ 燃料コック（バルブ）は開いていますか。
- ⑥ 燃料フィルター セジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないですか。
- ⑦ エンジンオイル（潤滑油）の量は十分ですか。色や粘度は正常ですか。
- ⑧ 冷却清水の量は十分ですか。海水フィルターにゴミは詰まっていますか。
- ⑨ バッテリーの液量は十分ですか。また、ターミナルは十分締め付けられていますか。
- ⑩ バッテリーの耐用年数は切れていませんか。



救命設備等その他の点検

- ⑪ ライフジャケットに損傷や膨張式ポンベの異常はありませんか。また乗船者全員が着用しましたか。
- ⑫ 通信手段の充電量、予備バッテリーを確認しましたか。
- ⑬ 気象・海象情報、水路情報は確認しましたか。
- ⑭ その他の法定備品類は搭載され、直ぐに使える状態ですか。



エンジン始動後の点検

エンジンの状態確認

- ⑮ 回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、電圧計は正常値を指していますか。
- ⑯ 冷却用の海水は普段どおりの量や勢いで排出されていますか。
- ⑰ エンジンから異常な音やにおいは出ていますか。



© 2019 JMRA/KAZI

小型船舶の安全運航のために

●海の安全情報

MICS 海保 検索

●発航前検査の詳細情報

メインテナンスガイド JCI 検索

●ボート共通取説

使用（航海）前後の点検事項

航海前後の点検事項 検索

●緊急時のトラブルシューティング

緊急時のトラブルシューティング 検索

●もしもに備えて保険加入

○ 事故（衝突、遊泳者との接触など）を起こした場合、多額の賠償責任が生じる可能性があります。保険加入の窓口 ボート販売店・マリーナなど

操縦免許証の各種手続きについて

最寄りの地方運輸局等で
手続きください。

（北海道/東北/関東/北陸信越/中部/近畿/中国/四国/九州）
運輸局、神戸運輸監理部、沖縄総合事務局

検索

～小型船舶を楽しく安全に利用するために～

ハロー！フレッシュボートライフ



2022ミス日本「海の日」属 安紀奈

小型船舶を操縦するために 必要な操縦免許を取ろう！

<記載内容>

①: 船舶の種類 ②: 航行区域

免許の種類

一級小型船舶操縦士免許

- ① 24m未満のプレジャーボート
その他の船舶は20トン未満
(水上オートバイを除く)
- ② 全ての水域



海岸から5海里(約9km)

二級小型船舶操縦士免許

- ① 24m未満のプレジャーボート
その他の船舶は20トン未満
(水上オートバイを除く)
- ② 海岸から5海里(約9km)以内
の水域及び平水区域



湖・海岸から2海里
(約3.7km)



二級小型船舶操縦士 (湖川小出力限定)免許

- ① 5トン及び機関出力15kW未満の
船舶(水上オートバイを除く)
- ② 湖川及び一部の海域



免許取得年齢	免許種類
16歳以上	特殊(水上オートバイ) 二級(湖川小出力限定) 二級(5トン未満限定) ※18歳の誕生日以降は トン数限定解除
18歳以上	一級 二級

特殊小型船舶操縦士免許

- ① 水上オートバイ等
- ② 船舶検査証書に記載される水域

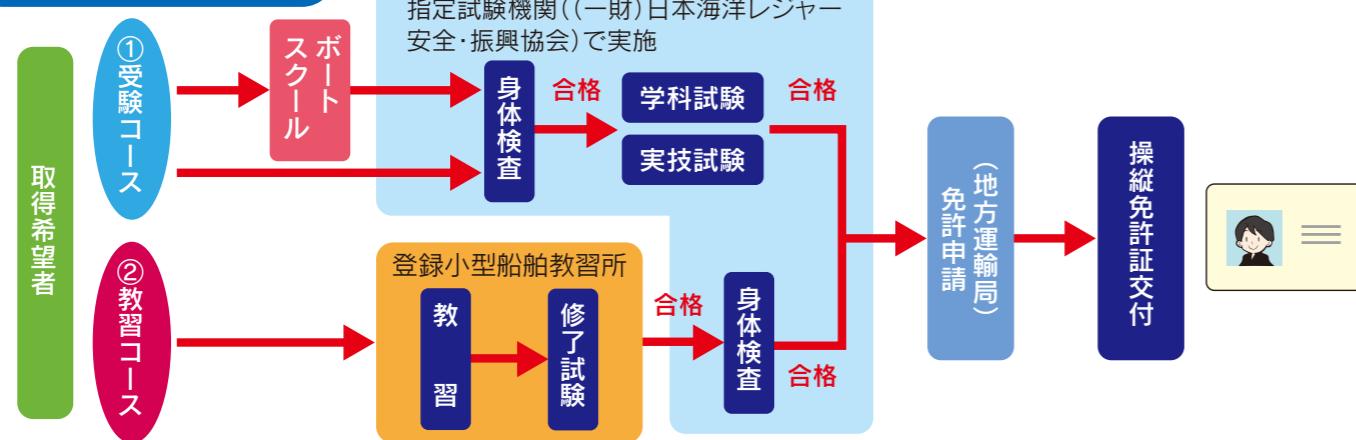
(特徴)

- (1) 長さ4m未満、かつ、幅1.6m未満
- (2) ハンドルバー方式
- (3) 身体のバランスを用いて操縦
- (4) 推進機関はジェット式ポンプによる
駆動 など

※ 船舶の種類、大きさ、航行区域に応じた免許を持たずに操縦することは法令に違反します。

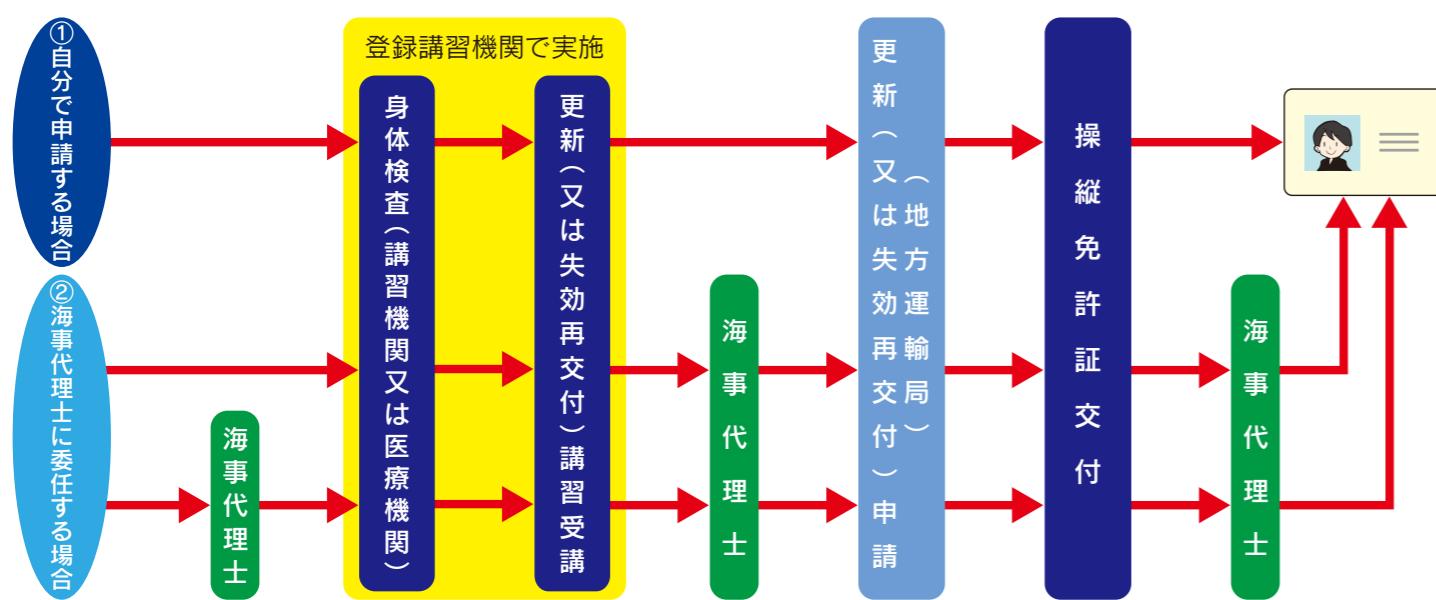
免許の取り方と更新制度

免許の取得方法



免許証の更新の手続き

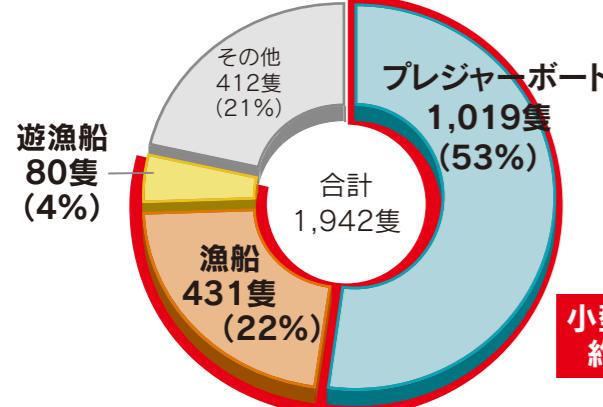
- 有効期間 5年
- 有効期間満了の1年前から登録更新講習機関の講習受講後、最寄りの地方運輸局等で手続きが可能



※マリーナ等に申し込める場合もあります。詳しくは、国土交通省ウェブサイトのトップページより以下のとおりご覧ください。
政策情報・分野別一覧の「海事」>主な政策の「海技資格・免許」>「小型船舶を操縦するために」>「免許証の更新/失効」を順にクリック

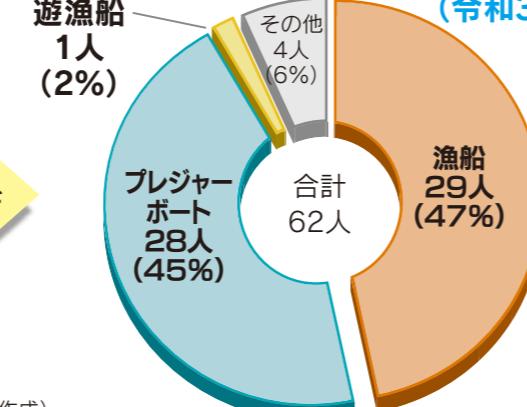
海難事故の多くは小型船舶

海難事故発生状況(令和3年)



(※海上保安庁資料より作成)

海難による死者・行方不明者の数(令和3年)



(※海上保安庁資料より作成)

あなたは遵守事項を守っていますか!

モーター艇や水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で遵守事項を定めています。

■ 酒酔い等操縦の禁止 ■ 危険操縦の禁止 ■ 免許者の自己操縦 ■ ライフジャケットの着用(※)



見張りの実施



発航前の検査



事故時の人命救助



※着用範囲については国土交通省ウェブサイトをご覧ください。スマートフォン、タブレット端末で下記のQRコードからアクセスすることもできます。



■ 遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用※、発航前の検査義務違反	2点	5点

※2022年2月1日よりすべての違反者に違反点数の付与開始。
詳しくは、国土交通省ウェブサイトをご覧ください。

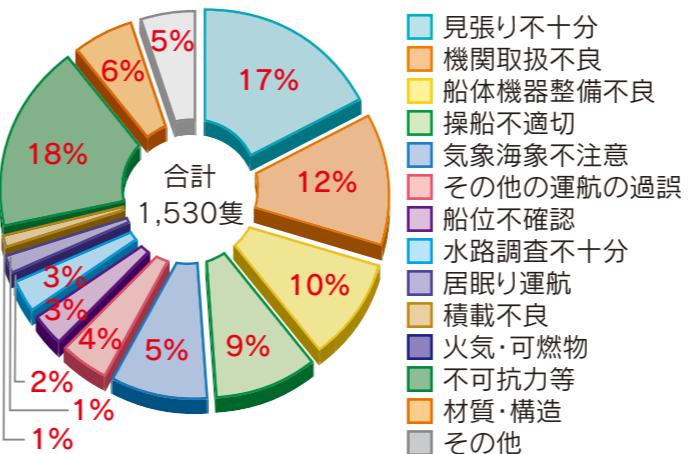
■ 行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数				
		3点	4点	5点	6点	
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)			業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月	

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいいます。

主な小型船舶の事故の特徴

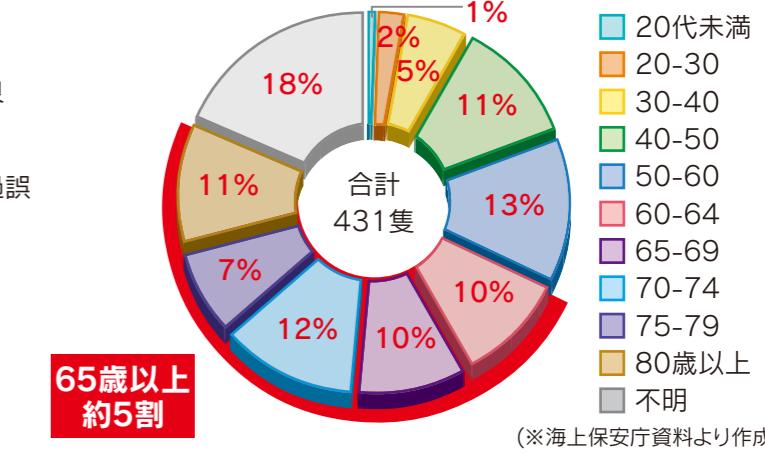
事故発生原因(令和3年)



○海難事故の傾向を見ると…

- 見張り不十分や操船不適切、整備不良が多くなっています。事故を起さないために見張りなど確実にしてください。
- 発航前検査は、最後のページの発航前検査チェックリストによる整備をしてください。
- 船舶を長期間航行させていない場合は、マリーナや船舶整備業者に船舶の状態を相談しましょう。
- 漁船の事故については操縦者の高齢化に伴う高齢者による事故が全体の約半数を占めています。高齢の方々は、体調管理に気をつけて操縦にあたって下さい。特に見張りを徹底してください。

漁船の操縦者年代別事故発生状況(令和3年)



(※海上保安庁資料より作成)